

身寄りのない高齢者等への対応、 成年後見制度の見直しへの対応について

- ◆ **人口減少・単身世帯の増加等の社会構造の変化や令和2年の社会福祉法改正の検討規定等を踏まえ**、令和6年6月から10回にわたる議論を経て、2040年に向けて**地域共生社会の深化を図るための提言**をとりまとめた。
- ◆ 本中間とりまとめを踏まえ、**2040年に向けて、全ての市町村で**、福祉分野を超えた連携や地域との協働が進み、**包括的な支援体制の整備を通じた地域共生社会の実現**が図られることを強く祈念する。

1. 地域共生社会の更なる展開

- ① 地域共生社会の理念の再整理・連携協働の強化
 - i. 地域住民等・行政の責務等の規定の再整理
 - ii. 意思決定支援の配慮の法令上明確化
 - iii. 他分野・地域住民等との連携・協働の強化
 - iv. 地方創生等政府方針との連動
- ② 包括的な支援体制の整備に向けた対応
 - i. 支援会議や財政的支援等の対象を拡大※1
※1 重層的支援体制整備事業の実施市町村以外にも支援を実施
 - ii. 生活困窮者自立支援制度を中心とした既存制度の活用推進
 - iii. 過疎地域等において既存制度の機能集約を可能とする特例を創設
 - iv. 都道府県の包括的な支援体制の整備に係る役割の明確化
 - v. 重層事業の質の向上に向けた機能・取組評価に応じた支援への見直し 等
- ③ 包括的な支援体制の中でのこども・若者支援の強化

2. 身寄りのない高齢者等への対応

- ① 身寄りのない高齢者等の相談支援機能の強化
- ② 日常生活支援※2、入院入所手続支援、死後事務支援等を提供する第二種社会福祉事業を新設
※2 日常的な金銭管理や福祉サービス等利用の支援
- ③ 身寄りのない高齢者等を支えるネットワーク構築

4. 社会福祉法人・社会福祉連携推進法人の在り方

- ① 社会福祉法人の地域における公益的な取組や連携・協働の推進
- ② 社会福祉連携推進法人制度の活用促進

3. 成年後見制度の見直しへの対応

- ① 判断能力が不十分な方の地域生活を支える事業を新設【2. ②の事業の再掲】
- ② 権利擁護支援推進センター（権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートや家裁からの意見照会に対応）を法定化

5. 社会福祉における災害への対応

- ① 包括的な支援体制の整備に当たっての防災分野との連携、平時からの関係者との連携体制の構築
- ② DWAT（災害派遣福祉チーム）の平時からの体制づくり・研修等の実施

身寄りのない生活困窮者への支援の充実

令和8年度概算要求額 生活困窮者自立支援関係予算 844億円の内数 (762億円の内数) ※ () 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- これまで家族、親族等が担ってきたと考えられる日常生活支援（生活費の管理、公共料金等の支払い、福祉サービス等の利用に関する手続等）や、入院・入所等の手続、死後事務に関して、頼れる身寄りがない生活困窮者は、民間の支援を受けられず、必要なサービスの利用等が困難な場面が生じている。
- このため、身寄りのない生活困窮者が抱える生活上の課題に対して支援するための取組をモデル的に実施する。

2 事業内容等

＜支援対象者＞一定の資産・収入以下である身寄りのない生活困窮者

（想定される者）アルコールやギャンブル依存などにより生活費を管理できない、公共料金や家賃等の支払いで滞納のおそれがあり、生活費の管理や支払い等で援助を必要とする者、入院等で緊急連絡先又は保証人がいない者 等

＜支援内容＞日常生活の支援 入院等の円滑な手続支援、死後事務の支援

（支援のイメージ）

- 生活費の管理のサポート（例：公共料金や家賃等の支払い支援（銀行等への同行含む）、生活費の管理に関する助言）
- 福祉サービス等の利用に関する手続き支援（例：手続きの代行）
- 入院の手続き支援（例：緊急連絡先の指定の受託、手続きの代行）
- 死後事務の支援（例：葬儀、納骨、家財処分の手続支援、官公庁等での手続）

3 実施主体等

○実施主体：福祉事務所設置自治体（委託可）

○補助率：2／3

【参考】身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対応するためのモデル事業の実施

(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金：「持続可能な権利擁護支援モデル事業」)

令和7年度当初予算額 0.6億円の内数 ※令和6年度補正予算額 4.2億円

1 事業の目的

- 身寄りのない高齢者等の生活上の課題に向き合い、安心して歳を重ねることができる社会をつくっていくため、市町村において、①身寄りのない高齢者等の生活上の課題に関する**包括的な相談・調整窓口の整備を行う**とともに、②主に十分な資力がないなど、民間による支援を受けられない方を対象に**総合的な支援パッケージを提供する取組を試行的に実施**し、課題の検証等を行う。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

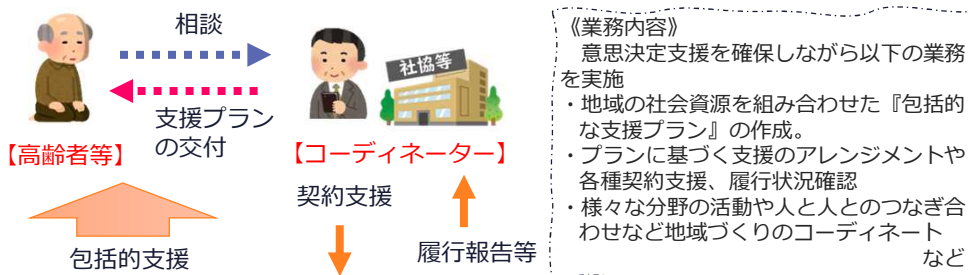
【実施主体】市町村（委託可）

【基準額】1自治体あたり 5,000千円／取組

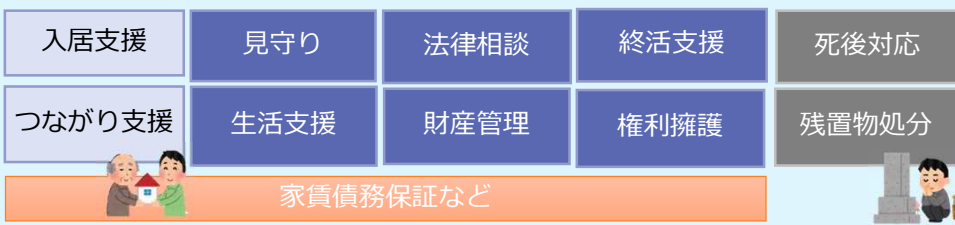
【補助率】3/4

1. 包括的な相談・調整窓口の整備

身寄りのない高齢者等の相談を受け止め、公的支援や民間事業者等が提供するサービスなど**地域の社会資源を組み合わせた包括的支援のマネジメント**や**各種支援・契約の履行状況の確認等を行うコーディネーター**を配置した相談・調整窓口を整備。

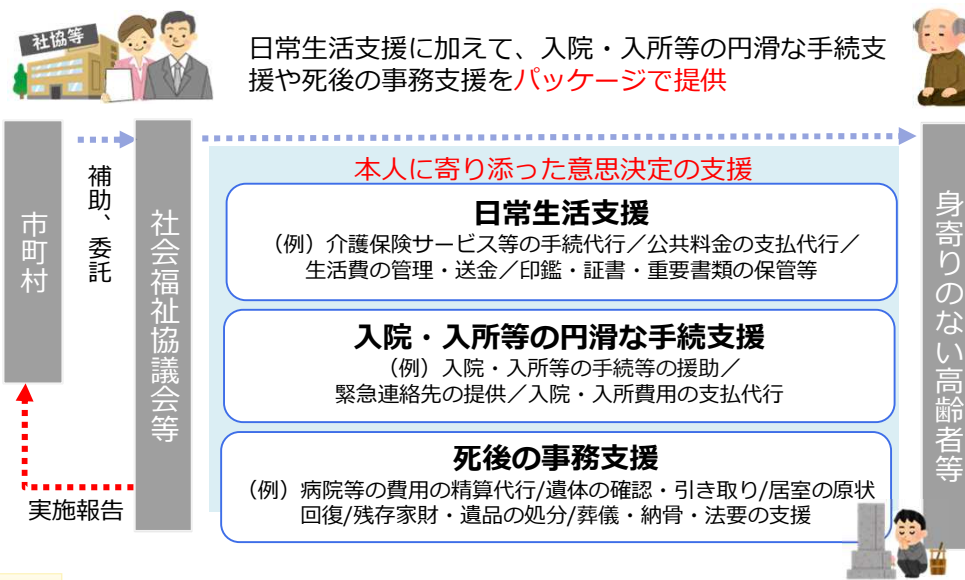


－ 単身高齢者等包括支援プラットフォーム －



2. 総合的な支援パッケージを提供する取組

十分な資力がないなど民間による支援を受けられない方や社会資源が乏しい地域で生活する方が支援の狭間に落ちることのないよう、身寄りのない高齢者等を対象に、**意思決定支援を確保しながら、日常生活支援に加えて、入院・入所等の円滑な手続支援や死後の事務支援を併せて提供**する取組を実施。



誰もが安心して歳を重ねることができる「幸齢社会」づくりの実現